

の上に於て云ふても、田樂の如きものが上流社會に採用せられた、大江匡房の洛陽田樂記が、「初自閭里、及於公卿、」としてゐるのは、民間に起つた低級な藝術が上層にも模倣せられ、中右記に

散見する如き猥雜なる風流の公卿間に行はれたことは、甚だ齷齪すべきものであつたであらうけれども、貴賤相交る社會の心理上の現象としては必しも甚しき不自然な成行ではなかつたであらう。而して其の俗樂卑戲が時代の經過につれて、新貴族階級とも稱すべき武士階級に結び付いて行くことを見ることは、極めて、道筋のある過程だと云ふこ

とは出来ないであらうか。而して同じやうに民衆的な宗教信仰と上層階級に採用せられ、貴族化すると共に上層階級の信仰が同様な精神を下層に導いたことも相並ぶ現象であらう。

かくて平安朝庶民階級が時代の文化と相接觸する機縁が出来るのであらう。文化發達が是等事情から説明さるべきものが少くない。然らざれば民衆は永久に其蒙昧なる生活から向上することが出来ないのである。又時代經過につれて變移する文化荷擔者たる新階級の發生の因由を求むるに困難だと言はなければならぬであらう。

ヘンリ 四世時代の獨逸（下）

特に都市の勃興に就いて

文學士 植村清之助

四、ライン諸市の活動

前節に説いたやうに、年少氣鋭のヘンリ四世が左右近侍の建策を容れて大膽に決行した新政策は忽にして彼を甚だ危険なる境地に導いたのである。⁽¹⁾是時に當つて、孤立の王に忠誠を表し破滅に瀕せる彼の政治的運命を救済したのは、實にライン河流域の諸市であつたのである。

當時バイエルン地方に居つたヘンリ四世は、マインツに開かるゝ諸侯會議の目的が自己の位を廢せんとするにあることを知つて、暫時も猶豫することが出来ないから、急ぎ同市に赴き、何等かの手段を廻らして參會諸侯と和解し廢位の決議を妨げせんものと焦慮しながら、ライン方面を差して出立した。途中ネッカー(Neckar)河畔のラーデンブルグ(Ladenburg, Lovendeburg)で大病に罹り重ね重ねの不幸を侘びて暫く病床に懊惱したが、漸く癒はて是處を出で、ネッカー河のラインに注ぐ

會流点に位するウォルムス市に近づいた。市の領主たる監督アダルベルト(Adalbert)は役吏に命じて市の城門を閉さしめ王の入市を拒斥しやうとしたが、市民は猛然奮起してこれに反對し、城門守備の役吏を追ひ拂つて王を歡迎し、監督は捕へられて王の手に引き渡されんとしたのを危く脱れて出奔した。この時、市民が王に對して表明した忠誠の意氣、市の兵力物資のいかに恃むに足るべきものであつたかは、ラムベルト年代記に述べてある所がよく想像することが出来るのである。⁽²⁾それに據ると、多數の市民は武裝して王を迎へ、孰れも自己の生命財産を捧げて最後迄王に忠勤を盡すべき旨を誓ふたので、王は市民の意氣に感じ、且この市が人口に富み堅固な城壁を有し豊富なる物資軍需品を備へて居るのを觀て、自己の最安全確實なる最終の根據地が出来たのを歡んだ。王のウォルムス入市は一〇七三年十二月の事であるが、

翌年正月十八日王は市民が忠勤に報いる爲に特許狀を同市に下して、王領關稅地たるフランクフルト、ボツバルド、(Boppard) ハムメルスタイン、(Hammerstein) ドルトムント、(Dortmudd) ゴスラー、アングェルン(Angern)の六ヶ所に於ける關稅徵收を同市民に免除した。斯様(セ)にウオルムス市民が領主を放逐して悲運に沈んで居る國王を援護したのは、獨逸都市が國家の事件に關與した最初の活動であつて、都市發達史上確に一時期を劃するに足るべき事柄であらうと思はれるのである。

而してラムベルトの記事は、當時に於けるウオルムス市民の實力を證明するものであつて、伊太利と上ライン地方との通商が頻繁になつてライン諸市の發達目覺ましいものがあつたと云はれて居るこの時代の狀勢を察知することが出来るのである。翻つてウオルムス市民の行ふたこの壯舉を國家社會發展の大局の上から觀たならば、從來國家

と教會との和協の下に寺門領主の保護を受け、俗界諸侯の壓迫を免れて居つた一般人民殊に市民が漸く自立的勢力を養ふやうになつて、是迄の庇護者たる領主の制抑を嫌忌し、王權に頼つて自由と利權を獲得しやうと欲するに至つた新現象を示して居るものと云ふべきである。即オットー一世以來持續して來た政教合致の國家統制は、國王の新政策によつて破壊されんとしつゝある時に於て、實際上、對民衆の關係に就いても既に動搖を來たして居るのである。

ウオルムス市民の行動は他のライン諸市住民の心理に多大の影響を及ぼしたのはいふ迄もないことで、ケルン、スバイエル、マインツ、ウイルツブルグ等諸市民孰れも競ふて國王に忠誠の意を表し、領主たる僧官に反抗の氣勢を示した。そこで此地方の監督等は、其領民中でも富裕で實力があり、最頼みにして居る所在市民の意向を無視する

譯には行かないから、遂に國王を援助することゝなり、マインツに集まつた一部諸侯の國王に對する反感も和らぎヘンリ四世の存亡さへも氣遣はれた危機も無事に經過し、彼の威權も稍回復の氣運に向ふたのである。是に於て彼は更にザクセン討伐の帥を起こしウオルムスを出立してチュリングゲン地方に向ふたが、諸侯の隨行するものは極めて稀であり、僧官は大分來集したけれども多く兵力を伴はなかつたので、到底ザクセン叛軍を擊破するに足るだけの軍勢が調はない上に、軍需品物資にも事缺け嚴寒の候とて將卒凍傷に惱み士氣頗る振はない有様なので、餘義なく國王はザクセン諸侯と所謂ゲルスツンゲン(Gelstungen)の平和條約を結びサクセン、チュリングゲン地方に築かれた國王の城砦を悉皆破壊することを承諾した。時は一〇七四年二月二日の事である。斯様に今回のザクセン討伐の舉も失敗に歸し屈辱的和議を結ぶに至

つたが、此役にライン地方の市民軍が王師の主力を占めて居つたことは注意すべきである。

ゲルスツンゲン和約で國王が是迄折角努力して築造せしめたザクセン、チュリングゲン地方の城砦が盡く破壊されることゝなり、就中壯觀を極めたハルツブルグの堅城も一朝にして廢墟と化するに至つたが、今迄是等城砦の守備に當りザクセンの武士士民は惡戰苦闘を續けて居つたシュワールベン地方の直參武士が、再び國王の手中に歸し、これから其幕下に在つて忠勤を盡すことが出来るやうになつたのは、王にとつて却て幸福な結果を齎したのであつた。同時に國內諸侯も漸く國王に同情を持つて來るやうになり、僧官も退々國王に親近するやうになつたので、王權は次第に回復されることゝなつた。これは王が機を見て更にザクセンを討伐し前の屈辱を雪がん爲に、諸侯僧官の有力なる援助を求むる必要から、勉めて從來の政策

を改變せる態度を表明し諸侯の言議を重んじ僧官に依據する方針を執つた結果であらうと思はれるのである。この王權回復の時期に當つて、猶獨依

然として王に反感を懷きザクセンに好意を表して居つたのは、當時獨逸教界に於ける第一の耆宿として德望威權一世を蔽ふて居つたケルンの大監督アンノ其人であつた。しかるにこの高僧に對しケルン市民が一〇七四年四月恐るべき大暴動を起したのは確に當時の耳目を聳動せしめた一事變であつたのである。この暴動の顛末はラムベルトが極めて詳細に物語つて居るのであるが、敬虔の念が篤い彼はこの事件の寔に神威を冒瀆せる、いかにも空恐ろしい有様を筆に傳へ、極力市民の行動を嘲罵し指彈して居るのである。而も吾人は彼の記述によつて事變の真相が或程度迄了解し得られると共に、當時に於けるケルンの市民生活の實狀が、生々とした姿のまゝに描寫されて居る絶好の

史料に接することが出来るのである。但し今こゝには該記事の全文を譯出する煩を避けて只必要と思惟せられる範圍に於て其概略を紹介しよう。

この時ケルンに、誠實なる人々の盡く哀愁を催し流涕を禁じ得ざる事變起れり。そは民衆の輕佻なる心よりか、或は又國王の悲運を大監督に報復せんと欲する人士の教唆によりてか確なられど、彼等が前に國王に對して忠誠を表せしウオルムス市民の先例に倣ひしものなりとの推測は當たれるならん。大監督は復活祭に際しミンスター (Münster, Bistumsgelände) の監督を招待せしが、その歸路の用に供する爲に、役吏は大監督の命を受け調査の末適當と見做せし或豪商の持船に對し、登積せる貨物を引き卸し乗船の準備を調ふべき旨を傳へたり。該船の番人これを拒むや、暴力を以て威嚇せしかば、この者直ちに馳せ歸つて主人に急を告ぐ。この富商に一人の子息あり、大膽にして體力強きを以て著はる、且その家の姻戚關係により又彼の功勞によつて、市の有力者間に最も親愛され居たり。この者從僕並にかゝる變事に際して來臨する市中の若者を催して、現場に駆け付け、役吏を追ひ拂ひしが、市の代官がこれを取り鎮めんとして到來するに及び、事態は益々重大となり危險なる争鬭を惹起せんとする形勢となれり。この事大監督の耳に入るや、彼は

激怒して急使を派し、騷擾を止めれば亂民を威罰に處すべき旨を傳へて威嚇せしめたり。されど其甲斐なかりき。かの青年は市中を駆け廻り、大監督の驕慢冷酷にして賤々不法なることを命じ無辜の財を取り算ぶべき市民を嘲罵せる由を云ひ觸せり。少きより市の奢侈に育てられ戦争の經驗なく而も商品賣渡後の酒宴饗應に好んで武事を談する人々は輕舉妄動し易し。その上彼等はウォルムス住民の壯舉を回想し、人口に於ても當に於ても將又武器の準備に於てもかの市に優越して居りながら、その勇かれに及ばず暴威を振ふ大監督に婦女子の如く耐へ忍ぶは不面目なりと考へたり。市の有力者は會合して愚かなる計畫を評議し無分別なる下級民は新奇を求むる熱望に狂し惡覺に誑かされて全市民を召集せり。彼等は既にウォルムス住民の如くに大監督を放逐せしめて彼を捕ふれば慘殺せんを謀れり。かくて彼等は四方より大監督の官邸に亂入し、彼がミュンスターの大監督と晚餐を共にせる公堂を襲ふて、矢石を飛ばし並み居るものを殺傷す。大監督は侍臣に扶けられて漸くペートル殿堂に避難し門扉を固めて防衛せしめたり。亂民は熱狂して官邸の各室を駆け廻り、財寶を奪ひ器物を破壊しあらゆる亂暴狼藉を働きたる後遂に大監督のペートル殿堂内に潛めるを知りて、これを包圍し塹壁を毀たんと焦りしが、最後に大監督を引き渡さるれば火を掛くべしと威嚇せり。是に於て殿内の人々は、民衆の意圖必ず

大監督を殺すにあるを知り、彼に勸めて妾を褒めしめ、敵の目を偷みて密かに抜道より市外に脱れ出でしむ。その後亂民の熱狂は愈々嵩ぜしが、堂内の人々は、大監督の身邊既に十分安全なる時刻を見はからひ門扉を開きて暴徒を迎へしかば皆争ふて亂入し隈なく搜し索めて遂に欺かれしを悟れり。それより彼等は益々狂暴の振舞を繼ぎ、にせしが、一面強壯なる若者共は命じ、出來得る限り急速に王の許に馳せ赴いて、事の仔細を報じ大監督を追ひて空虚となれる市を手に入る、爲一刻も早く來着されんことを乞はしめたり。かゝる騷擾の間に彼等は三日を過ぎせり。この間に地方の人々はケルン市民が德望高き大監督に未聞の援手を加へし趣を傳へ聞き、孰れも武器を提げて來集し不退の市民を討伐せんとの意氣込甚だ壯なり。是に於て大監督は第四日目に大部隊に取巻かれ市に向つて進發せしかば、ケルン住民は到底防守し難きを知り、恐懼して謝罪の使を遣はすこととなる。大監督乃ち乞を容れ土民軍に諭告してこれを解散せしめ、市民の不穩を鎮壓するに足る所の手兵に入市を命じ其警備によりて市内の安全を確めし後、翌日自身も入市したり。この夜六百餘の富裕なる商人脱走し王の許に赴きて、大監督の憤激に對しその仲介を數願することとなせり。爾餘の市民は皆一致して大監督の許に罪を謝せざりしかば、その部下の者共怒つて武器を携へ家毎に亂入し財を奪ひ住民を捕縛し、前の暴動

に對する過酷なる報復をなせり。人民を煽動せしかの商人の息や其他少數のものは眼球を抉出され、或者は鞭撻され頭髪を剪み剃られしが、全市民はその財産より重き賠償を課せられ、且爾後いかなる暴動にも反對し、かの出奔市民を仇敵と見做すべきことを誓はしめられたり。かくて人口に富みマインツに次ぎて諸市の首位を占めたる都市も荒野と變じ、往來頻繁なりし街路も行人跡絶は、慾望快樂に充ちる巷も沈黙と震懼の深へる所となれり。⁽⁴⁾

この暴動の原因に就いては學者間に種々の説が立てられて居るけれども、要するにこれは偶發的事變であつて、豫じめ十分な計畫を立てゝやつたことでないことは、其成行がいかに亂脈を極め結末が物足らず了つて居るのでも、明かに察知することが出来る。而もこの事變の顛末を尋ね、其間に現れて居る市民の意向を察したならば、この暴動の精神は先のウオルムスの場合と等しく自主的勢力を養ひ來つた市民が領主の制抑を忌み嫌ひこれに反抗して王權に依附し、自由と利權を獲得

しやうとする熱烈な要望を表明して居ることがわかるのである。「大監督の驕慢冷酷にして屢々不法なることを命じ無辜の財を取り、奪ふべき市民を嘲罵せる」を憤り、「暴威を振ふ大監督に婦女子の如く耐へ忍ぶは不面目なり」として、其官邸を襲ひ、あらゆる亂暴狼籍を働き、殆ど大監督の身邊をも危からしめ、然る後「一面強壯なる若者共に命じ、出來得る限り急速に王の許に馳せ赴いて事の仔細を報じ」その「一刻も早く來着されんことを乞はしめ」たるは、這般の消息を示して居るものといふべきである。吾人は又以上の粗略なる抄譯中よりしても、ケルン市生活に就いて幾多の興味ある辭句を指示し得るであらう。北歐の通商路として下ラインが漸次重要となるに伴ふて、ケルン市は下ライン、ウエストフアリヤ地方と南獨上ライン地方との結合點として、其繁昌マインツを凌ぐに至つたが、更に英國との通商が開かるゝに

及んで、益々殷富を誇る有様となり、一〇〇〇年には此市の商賈がロンドンに於て、内地商人と同様の特權を獲得して居り、ケルン市内には當時既に立派な商人階級が存在して居つて、後のギルドの起原と稱せられるリツヘルチエツヘ(Richenerie)の組合組織も形を成して居つたものと考へられて居る。斯くの如きケルン市の繁榮市民の富裕なる生活は、ラムベルト記事中にある「六百餘の富裕なる商人」が在住して居つたことや、「かくて人口富みマインツに次ぎて諸市の首位を占めたる都市も殆んど荒野と變じ往來頻繁なりし街路も行人跡絶に慾望快樂に充ちし巷も」云々の辭句や、又「少々より市の奢侈に育てられ」などの句によつて想像することが出来る。殊に「商品賣渡後の酒宴饗應に好んで武事を談ずる人々は」云々は後のギルド組合の重要な面目である所の宴飲の享樂が當代に於ける商人仲間に通有の風習であつたこと

が窺はれて、面白く感ぜられる。後來權勢を握るに至つた市の名族門閥(Geschlechter)即ち有力者階級も既に發生して居つたことは、かの主動者となつた若者の家が姻戚關係の廣く結ばれて居たことや、「市の有力者は會合して愚かなる計畫を評議し無分別なる下級民は新奇を求むる熱望に狂し」云々と、市住民中の上下兩階級を識別して書かれて居るので、明白にわかるのである。また會合評議のことは、當時既に市會(Rath)なるもの、形式が備はりつゝあつたことを示して居るのである。

ヘンリ四世は右のケルン市民暴動に好意を表して居つたことは明であつて、同年六月同市に立ち寄つた折、大監督に先の出奔市民の罪を免じ歸市を許容すべき旨を嚴命したけれども、アンノは頑強にこれを拒絶したので、王も此際彼と争ふの不利なことを知つて無理に強制することなくして己

んだ。而も王の勢力は日々隆昌に向ひ、國內の諸侯僧官孰れも彼のザクセン征討を援けることゝなつたので、遂に一〇七五年六月九日有名なウンストルット (Unstrut) の戰に、さしも久しく王を惱ましたザクセン叛軍は大敗し、烏合の農兵も無殘な全滅を遂げ、引き續いてザクセン地方は漸次平定され、今迄王命に叛いたオットー・フォン・ノルドハイム其他の諸侯貴族は皆降服して各所に幽囚の身となるに至つた。

五、内亂時代及平和令の發布

ヘンリ四世はライン諸市民の忠勤によつて、焦眉の危急を脱れ、更に從來執つて來た所の政策方針を曲げて諸侯僧官の同情を得、よつて以て遂に頑強なるザクセン叛民を鎮定することが出來た。而もザクセン征服後、王はこの地方に自家の勢力を確立することが出來たので、その威權漸く國內諸侯を壓する勢を示した。是に至つて王は再び元

の政策に復歸し、國內の諸勢力を疎外して専ら近臣の建策を容れ、王家の實勢力を擴張するに勉めたので國內諸侯は又もや不平怨忌の念を懷くに至つたのである。この邊の消息は後のトリブール (Tribur) 會議に諸侯等が王の廢位を主張する理由の一として、

彼は諸侯を疎外して信任せず、却て微賤にして由緒を持たぬ人物を榮譽の位置に上げ、日夜彼等と評議を凝らして國內貴族を出來得べくんば盡く破滅せしめんと思考し居れり (6)

と非難して居るので、明かに推想されるのである。斯様に依然として舊制打破を旨とする王の國家政策は、いかにしても國內の平穩を維持せしむることが不可能であつた上に、圖らずも更に外部から獨逸の國家を壞亂の淵に沈めやうとする一勢力が現れて來た。即ちオットー一世以後の、國家と教會との合致を基礎として居た獨逸の國家組織を土崩瓦解せしめた外的要因は、法皇グレゴリ七

世の教權振興策であつて、彼が僧官任命權問題を提げ決然として獨逸國王と爭端を開くに及び、獨伊に跨がる空前の混亂紛争の火蓋は切られたのであつた。尤も獨逸の僧官連はクルニー僧院の創唱時代から所謂教界革新運動なるものに對しては好意を有して居らなかつたのであるから、グレゴリ七世の教權振興策に向つても當初は冷淡な態度を持して居たのであつて、ヘンリ四世も法皇の改革策は却てこれを嫌忌する國內僧官の自己に對する依頼心を固からしむるものである位に考へて居たので、この事が自分の政治的位置に致命傷を與ふるものであらうとは夢にも想到し得なかつた所なのである。それで、初めは王の豫期通り國內の僧官は孰れも法皇の主張に賛せず、一〇七六年正月二十四日のウォルムスに於ける獨逸僧官會議には國內監督連の大多數が國王の召集に應じて參會し、法皇の廢位を議決したのである。グレゴリ七

世は直ちにこれに對應して、獨逸國王並に其の黨與を破門し、其の臣民に忠勤の誓約を解除した。是に至つて先づ國王に對し反抗離背の態度を示したのは、既にザクセン叛亂時代から其態度が曖昧であつた所の南獨逸の諸侯及これに伴ふ僧官等であつた。引き續いてザクセンでも、先に幽囚されて居つた貴族連が解放されて郷土に還り、又もや叛旗を翻したが、一時罪を免されて國王の信賴を蒙つて居つたオットー・フォン・ノルドハイムも遂に離反してザクセン叛軍の首領となり、南獨諸侯と氣脈を通じて王を苦しむるに至つた。斯様に法皇の使囑に應じて反抗の氣勢を嵩めたのは、俗界の勢力であつたが、國內僧官の態度も漸次曖昧となつて來て、こゝに獨逸教界は端なくも分裂の形勢を呈し、法皇黨と國王黨とが相對立することゝなり、國家と教會との合致、王權と寺門勢力との和協は全く不可能となつたのである。かくして一

○七六年十月十六日には南獨逸やザクセンの諸侯貴族がトリブール(Tribur)に來集し、法皇の代表者と相議して、ヘンリ四世を廢し新たに國王を撰舉することゝなつたので、ライン河流を隔てた對岸のオッペンハイムにあつて形勢を觀望して居つた王は、遂に屈して和協の途を講じ、翌年正月伊太利に赴き所謂「カノッサの屈辱」に甘んじて法皇に罪を謝するの已むなきに至つた。而もヘンリ四世の伊國滞在中獨逸國內に於ける反對黨の勢力は大いに張り、三月には既にシュワーベン公ルードルフを國王に撰立し、マインツに於て戴冠式を舉ぐる運びとなつたのである。ヘンリ四世は本國に於ける自己の地位が危殆に瀕して居ることを知つて、急ぎ獨逸に歸還し敵の勢力と對抗することゝなつたが、此際迅速に與黨の軍勢を集中するのは中々難事であつた。斯様な苦境に臨んで王が先づ力と憑んだのは矢張ライン諸市の人民であつたの

である。これより先、ルードルフの戴冠式舉行の實際反感を懷いて居るマインツ市民は些細の事から激昂して突然暴動の火の手を揚げ、一時新王の安危さへも氣遣はれたことはブルノーのザクセン戰記に委細が出て居り、エツケハルトの年代記にも記述されて居る。⁽⁸⁾ ウオルムスやマイン河畔のウイッブルグなどの諸市も新王の威令に服しないので、八月にはルードルフがザクセン地方から大軍を率ひて來てウイッブルグ市を攻圍して居つたが、前月既にヘンリが伊太利から歸つて對抗の方略を進めて居るのを知つて、同市の攻撃を中止し當面の勁敵に向ふことゝなつた。而も當時ヘンリ四世の兵力は微弱であつて其主要部分を占めて居つたのはウイッブルグ、ウオルムス、マインツ其の他の諸市民から成る商人軍であつたことは、ザクセン戰記に、

「かゝる間に前王は多からず又強からの軍隊を召集せり——何となれば其最大部分は商民より成れり」⁽⁹⁾

と記されて居るので明白である。それから翌年には尙兵力の不足を補ふ爲にエルザス及ネツカー地方の農民をも國防軍として徴發し、これを武裝せしめて敵に當らして居るが、これはザクセンの士民と同じ様に敵の騎士軍の爲に散々に撃破され、酷い憂目に遇ふたのである。しかし爾來シユワーベン直參武士の頭領で勳功によりシユワーベン公となつたスタウフエン家のフリードリッヒ（後のスタウフエン朝の祖）の補翼を初め、フランケン、バイエルン地方の貴族、一部の國內僧官及前記ライン諸市民の援助によつてヘンリ四世の勢力は漸次挽回され、反對黨の武力と拮抗して行つたのである。かくして獨逸國內に於ける兩派の争闘は益々激烈となり、ルードルフの死後は更にヘルマンが反對黨から國王に擁立されて内亂は依然繼續し、伊太利問題對法皇の關係と相應じて事態紛糾を極め、ヘンリ四世も東奔西馳一日の安を得るこ

とが出来なかつた。

今余輩はこゝに國亂の顛末を縷々するの煩を避けて、直ちにこの戰亂が獨逸國家の上に及ぼした影響を簡單に説いて置かう。

この内亂中兩黨派の諸勢力は各競ふて武力を集める必要上、出來得る限り所屬地を封土として家臣たる武士に頒ち與へ、これによつて自家の勢力を培養するに勉めたのである。國王は其勢力を張らんが爲に續々直領を自黨の士に分與し、寺門領主も防衛策の上から其所領を分割して封土となし配下の武士に與へた。そこで武士階級は攻伐争闘の起る毎に利を收め志を得て、其全盛を誇るに至つた。封建制が殆ど完備に近づいたのは確かにこの國亂の主要なる成果である。國王の政策、政教兩權衝突の内外兩方面の要因から、その結果が弛み其關係が疎隔した國家と教會、王權と寺門勢力の協和組織は、是に至つて更に根本から破壊され

とは、想像するに足るのである。

ざるを得なかつたのである。即ち寺領は從來國王に對し經濟上の服務を負ふて居つたのであるが、今や通常の封土と化したので、他の封建所領と全く同様の性質を備へることとなり、寺門領主は國家に對し只封建諸侯としての義務をのみ有することとなつたのである。而して對民衆の關係に於ても、從來は寺領の經營組織がよく人民を疵護することを得たのであるが、今や寺領は分烈して其經營は下級武臣の手に移つたので、農民は其壓抑の下に苦まねばならないこととなつた。これ迄國家と教會との合致の下に保育されて、よくその生を安んずることが出來た民衆は、こゝに豺狼の慾を逞うする武人豪族の配下に、塗炭の苦を嘗めねばならぬ有様に立ちいたつたのである。地方農民に比し遙に優れた實力を有し且防衛の手段をも備へて居つた都市の商民も、武人の跋扈跳梁がその通商運輸の上に及ぼした危害の決して鮮少でないこ

反對黨に屬する諸勢力を服し各地を平定して、兎に角多年の内亂を鎮め國內統一の實を擧げ得た皇帝ヘンリ四世は、(一〇八四年羅馬に於て帝冠を受けたり) 如上平民の困苦を救済し國家社會の平穩を圖つて、其間に帝權の基礎を固めやうと欲する所から、愈々一〇八三年正月マインツに國內諸侯を召集して、かの佛蘭西の各地に行はれた平和令を全國に布くこととなつた。尤もこの所謂「神の平和」は既に一〇八二年リツチヒ(Rietich)の監督が王の認可を受けて其管區に實施したのを初めとして、翌年にはケルンの大監督がこれを其地方に布いて居り、一〇八五年には更に廣き範圍にこれが行はれ、一〇九四年に至つてヘンリは南獨逸一帯に平和令を發して居るのである。斯様に早くからヘンリ四世の勢力範圍であるライン地方其他の方面に於て、彼の與黨に屬して居る僧官の名義

でか、若くば彼自身が命令を發して、社會の安寧を保持しやうとする試みが行はれて居る。而して是等の平和令發布は、佛國の場合のやうに、單に教會の發意や地方大諸侯の贊助によつたものでなく、孰れも皇帝が平民に對する保護政策を表明して居るものであつて、違反者の所罰も佛蘭西では宗教上の贖罪を強ふるに過ぎなかつたが、この時の平和令では法律上の刑罰が課せらるゝ規定となつて居るのであるから、云はゞ佛蘭西に行はれた

「神の平和」の俗化(Secularization)と觀るべきであつた。しかしこれ等の平和令は地方的のものであり且平和保持の期間も一週中の神聖なるべき一時期に限られて居たのであるから、其効果も極めて薄いものであることを免れなかつたが、一一〇三年の平和令は實に全國一般に向つて發せられたものであり、其期間も向後四年に亘るもので、この法令の規定を犯したものは、夫々罪の種類に應

じ違反者の身分に従つて刑罰の定めがあるのである。即ちこの平和令は獨逸の君主が全國に對して其主權を表示し、國家の威令を人民一般に及ぼさうとした最初の試みであつて、時恰も封建制完備の世で、地方割據王權不振の形勢が確定した時期に當つて、早くも後代の集權的企圖がその萌芽を發したといふのは、甚だ興味の深いことではあるまいか。

この平和令の效果に就いては、ヘンリ四世傳の著者が多大の誇張を以て其恩德を頌して居るのであるが、其記述して居る所は或程度迄眞實を傳へたものと見做すべきであらう。同著者は次のやうに述べて居る。

この平和令は不幸なる人々善良なる人々に利益を供せしむ同様の程度に、兇惡なる輩權勢を有する輩に損失を蒙らせり。それは前者に幸福を齎らし、後者には缺乏と飢渴を招致せり。堂々たる戰士の部隊を率ひて出軍し、武夫の人數の遙に他々凌がんに爲に、彼等の富を戰士の間に散ぜし人々は、今や掠奪の自由を

奪はれしが故に、窮困と戦はねばならず、彼等の倉庫は缺乏と逼迫に陥はれたり。泡立つ駿足に跨つて馳驅せし人々は、今や百姓の驚馬に満足せねばならず、燃ゆる緋色に染め上げし着衣より他は身に纏はざりし人々は、今や自然がその色に染め着けし素衣を持てるに歡喜の意を表せり。困窮の爲め鐵製の拍車を用ふるの已むなきに至りたれば、黄金は最早汚塵に交はらざるを喜べり。要するに厭ふべき習俗より起りしあらゆる用不用の事物は、窮困てふ女主人公によつて除却されたり。通航船の掠奪によりて維持されし河岸の小城寨の傍を、舟人は今や飢饉に憐める土地の領主に犯されずして安全に通過し得たり。⁽¹⁰⁾下略

平和令の發布は例令其實効が薄かつたにしても、前に述べたやうに、これを出した當事者の意志精神に於て、確に一時期を劃すべき革新的徴候を窺ふに足るものであるが、實際其影響もヘンリ四世傳著者の記述して居る程に洪大でなかつたには相違ないけれども、武人の横暴を制し平民に幸福を齎らし、

掠奪者は最早往來を塞がず、森林はその潛伏所を供せず、商賈舟人自由による途を過ぎり得、盜賊は劫掠を禁ぜられて飢饉に

（11）
なやめり

と書かれて居るやうな好結果の幾分を招致するところが出來たのであらう。皇帝に好感を有して居らないエツケハルトさへも、當時國內平安にして農作豐饒であり氣候適順衆民息災であつたことを認めて居る。⁽¹²⁾それで、この法令の恩澤は一般民衆の歡喜する所となつたけれども、それだけ貴族武人の激しい反感を買つたのであつて、これが延いてヘンリ四世没落の因をなしたものであらうと説いて居るこの傳記著者の意見は、あながち失當として却けるわけにはゆかぬ。その事は次節に説かう。

六、ヘンリ四世の末路とケルン市

民の忠勤

一一〇四年末ヘンリ四世は當時又もや形勢不穩となれるザクセンの諸侯貴族を威壓する爲に繼嗣たる子息ヘンリ王を伴ひ軍を率ひて進發したが、途上フリッツラー（Fritzlar）に於てヘンリ王は一

味の黨と共に夜中不意に陣營を引き拂つてバイエルン地方に赴き、多數の侯伯に擁せられて公然父帝に對し叛旗を翻すことゝなつた。インヴェスチツル問題で皇帝と好からぬ、時の羅馬法皇は彼の要望を容れて其謀叛を贊助したから、國內の法皇黨は勿論平常不平を懷いて居る諸侯貴族孰れもこの舉に與し、ザクセンの叛徒も亦これと相結んだので、ヘンリ四世はこゝに最後の窮境に沈み、策の施すすべもなくなつたのである。ヘンリ四世傳の著者は、皇帝が斯様な末路に陥つたのは全くかの平和令に禍ひされた結果であるとし、

諸領主は其徒黨と共にかの法令(即ち平和令)によりて一兩年束縛されしにより、彼等の不良なる自由を抑制されたるを不満となし、皇帝に對し新たに惡聲私語を放ちその所業に就いて又もや良からぬ風説を撒りり。⁽¹³⁾

と述ぶ、

劫掠に慣れたれば、彼等は再びこの活動を開始せんものと企て、新たに叛逆を思ひ立ち、皇帝に對して更に新競爭者を喚び起さ

んと勉めたり。彼等にさりて帝の子息はこの目的に對して最も効用あるものと見たり。⁽¹⁴⁾

と説明して居るのである。この見解は確に一面の真相を穿つて居るやうである。當時帝が平和令により、下級民を庇護して支配者たる貴族領主を疎外するのは、國家の秩序を紊すものであるといふ不平の聲は、中々高かつたのである。その上斯様な反感を一層嵩めしめる事情、即ち下級民の増長に不安の念を生ぜしめるやうな變事がこの時分に頻出したのである。その中でも一一〇三年智勇の譽れが高かつたバイヒリンゲン伯(Beichlingen)が旅行中一夜國道に於て民衆の一團に襲はれ無殘の最後を遂げたことや翌年皇帝がレーゲンスブルグで基督生誕祭を執り行つた際ブルグハウゼン伯(Burghausen)が諸方のミニステリアルや同市住民の反感を買ひ是等徒黨の襲撃に遇ひ非命に斃れたことは諸侯伯の心意に強い衝動を與へたもので、⁽¹⁶⁾

斯の如き奇怪事が下級民によつてなし遂げられるのは、確に皇帝の使噤に因るのであるといふやうな風説さへも行はれたのである。それであるから皇帝が再び國內諸侯の同盟反抗に會した主なる原因は、彼の平和令勵行、下級民保護の政策にあると見做しても差し支へないのである。しかし、も

つと根本的に觀察を下したならば、由來不羈放恣なる諸侯伯を無理に結束して居つた從來の國家統制力が弛緩して、而もこれに代るべき新政策が未だ確固たる地盤を築かない時期に於て、斯様な不斷の動搖叛亂を觀るのは當然のことであつて、この爲に遂に失脚覆没の運命に陥つたヘンリ四世は寔に新政策の犠牲となつたものといふべきである。即ち帝の下級民保育諸侯伯抑制の二方針は實に帝權の基礎國家の實力を固むべき新政策遂行の要訣であつて、これに對する諸侯貴族の反抗は舊制に依據せる反國家勢力の勃發である。而もこの

叛亂を激成せしめた有力なる一要素である所の羅馬法皇の使噤に由る國內法皇黨僧官の勢力は、これ又舊き國家教會協和の統制組織が崩壞した結果から生じた產物であつて、同時に又帝の新政策に對抗する所の一威力なのである。

一一〇五年の末ヘンリ四世はライン地方、殊に絶へず自己に深甚なる同情を表して居る諸市の援護の下に、マインツに國會を開き諸侯と妥協の途を講じ、息ヘンリ王の非望を挫かんものと、ケルンで興黨を集めマインツ市に向つたが、ヘンリ王は皇帝に對して好意を懷いて居る同市住民の前で父帝と黑白を争ふことの不利なことを悟つて、途中コブレンツで引き留め、欺いて其從者を解散せしめ同伴してビンゲンに至り遂に父帝を拘禁してボエッケルハイム城(Böckelheim)に幽囚したのである。それから、ヘンリ王はマインツの國會に臨み、諸侯の賛同を得て、父帝を更にインゲルハイ

ムに移し、法皇の代表者一味の諸侯伯を伴ふて王自ら父帝を訪ひ、強制して位を譲らしめた。かくして翌一〇〇六年正月に王はマインツ市で諸侯参列の上正式に位を踐みヘンリ五世と稱するに至つた。然しながら一般民衆殊に市住民は依然として先帝に好意を表しヘンリ五世の即位を認めないのであつて、彼等の新君主に對する反情は次のやうな事件で容易に看取することが出来る。

是歲二月マインツの國會はヘンリ五世即位の旨を羅馬法皇に報告することを議決し、選拔された使節の一行は伊太利に向つて進發したが、途中トリエントに宿泊した際、該市民は突然暴動を起し、アデルベルト伯 (Adelbert) なる若き武人に統率されて一行を襲ひ、所持品を奪取した上彼等を捕囚拘禁して、こは先帝の旨を受けて遣つたことであると言明したので、使節中二三のものは先帝を尋ね訪ふて和解を圖るといふ條件で、漸く赦免さ

れた程であつたが、間もなくウエルフ公の救援で暴徒は鎮定され、一行は無事に歸來することが出来た。又同じ頃ヘンリ五世はエルザス地方に赴いたが、當時可なり人口に富んで居つたルフファッハ (Ruffach) といふ商業市に駐在して居る時に、市住民は廷臣の暴戾に激して暴動を起したが、其勢が餘りに猛烈であつたので、王も其身の安危を氣遣ひ狼狽して難を避けたが、ヘンリ四世傳の著者は王がかゝる恥辱を蒙つたのを冷罵して父帝を追ひし神罰であると其の罪を責めて居る。但し後日に至つて、王はこの報復として軍勢を同市に差し向け、住民を屠り其地を焦土と化せしめた⁽¹⁸⁾。是等の事變の裏面には、先帝ヘンリ四世に對する厚い同情の念が潜んで居ることは、容易に察知することが出来るのである。幽囚中のヘンリ四世は、自己の勢望がまだ全く地に墜ちて居ないことを知り、密かにインゲルハイムを脱れ出で、船で

ライン河を下り懐かしみの深いケルンの市に到着したから、市民は大いにこれを歓迎し忠誠の意を表したので、法皇黨に屬する大監督も人民の反感を誘起するのを懼れて己むなくこれを默認した。それから帝はリッッチヒに赴いたが、この地の監督オトベルト(Obert)はヘンリ四世傳も其筆になつたものであらうと推定されて居る程の人で、帝に對し崇敬の念を捧ぐる熱烈な同情者であつたから、勇んでその來市を迎へ、四方に助勢を募り與黨を勧誘するに努めた。其結果、ボン、ユーリツヒ、其他の諸市は勿論、下ロートリンゲン公ヘンリを初め此地方の諸侯伯は孰れも帝の味方となつたから、⁽¹⁹⁾其勢威は漸く遠近に振ふやうになつて來た。この形勢を觀たヘンリ五世は、示威の必要から、敵手の本據たるリッッチヒに復活祭の朝儀を擧げることゝなり、軍勢を引率して同市に向つた。途上ケルンに赴き大監督の迎接を受けたが市

民は怨聲を放ち不平の情をもらした。それからアーヘンを過ぎリッッチヒに向つたが、其前衛隊がマース河岸でロートリンゲン公の子息及ナムール伯の軍に打破られたので、王は是非なく引き返へしケルンに入らうとしたが市民はこれを拒んだから、急遽ボンを通過しマインツに歸つた。⁽²⁰⁾是に於てヘンリ四世は直ちにケルン市に赴き暫くこゝに滞在し市民の熱誠なる奉仕を受けたが、大監督はさすがに居堪らないので市を立ち退いた。⁽²¹⁾市民は愈防守の臍を固め、城壁を修理し、軍需品を貯へ、敵の來攻に應ずる準備を着々整へて行つた。帝はやがてリッッチヒに歸り、ロートリンゲン公や監督オトベルトと共に専ら武力を集めるのに苦心した。この間にヘンリ五世は上獨逸地方の軍勢をコブレンツに召集し、先帝に味方する諸市の主腦たるケルン市の攻圍に着手することゝなつた。これは同市さへ攻め落せば他の諸市はおのづから靡さ

従ふであらうといふ考から、この攻圍に全力を注ぐこととしたのである。ケルン市民は豫てこの事を期して居るので非常なる大決心で市に堅固な防禦工事を施し、殆ど間然する所なき迄に守備の用意を整へた上に、は尙自餘の諸市にも軍器兵力を供給する程であつた。⁽²³⁾このケルン市攻圍戰の事はヘンリ四世傳が委しく物語つて居る。これに據ると、寄手は一舉に市を陥れんものと、攻城具を用ひて激しく攻め立てたけれども防禦が固くて撃退されたので、遠卷にして日を過すより外是非なかつたが、市はラインの航路を制して居るので攻圍軍は物資の供給を絶たれ、市民は却て河を利用して絶へず豊富な糧食の輸送を仰ぐとが出来から「圍み手は圍まれ手に圍まる」といふやうな有様で寄手の軍卒は糧食の欠乏と過勞に困憊し、加ふるに夏季(七月)の炎暑に曝され苦惱の甚しい所へ、惡疫流行し病の爲に斃れるものも數多いといふや

うな窮境に陥つたのであつた。⁽²⁴⁾この間、ヘンリ四世は與黨の勢力がまだ中々王軍と拮抗する程に行かないので、妥協の道を開きたい考から屢々王の陣營に使者を派し互譲和解の策を講じたが、ヘンリ五世はこれに應じないで見込のつかないケルン市の攻圍を引き上げて、愈々リッテヒ方面に於る父帝の勢力と雌雄を決する意志でアーヘンを差して進軍したが、途上意外にも父の訃報に接したのである。⁽²⁵⁾ヘンリ帝四世帝は一一〇六年八月七日年齒五十有六にしてその曲折を極めた多難の生涯を終つたのである。ヘンリ四世傳には、ヘンリ王がケルンの攻圍にあぐみ惱んで進退谷まれる際に⁽²⁶⁾帝の訃報が到着したと書いてあるけれども、これは著者の虚構であつて、本傳が皇帝に對する追慕の念を煽る爲に劇的感興を催さしむる方便として事實を曲げた一例である。それで、この邊はエツケハルドの記事を參照しなければならぬのであ

るが、ケルン市攻圍の難儀を極めたことに就いては、この年代記の述べて居る所も簡略ではあるが、

ヘンリ四世傳の記事と大要一致して居るのである。⁽²⁷⁾ケルン市民が三週間以上も攻圍の大軍を引き

受けて防戦に努め、敵軍を困窮疲弊に惱ましめ、遂に力及ばで撤退の餘儀なきに至らしめたのは、

確に特筆すべき殊功で彼等は都市住民の爲に萬丈の氣を吐いたものといふべきである。ギーゼブレ

ヒト氏は、其著「獨逸帝政時代史」中に於て同市の守備防禦にロートリンゲン公から送つた傭兵が大

いに役立つて居る旨を記して居るが、これは何に據つたものか今自分は調べがつかないけれども、

勿論信頼すべきものであらうと思ふ。これは甚だ興味のあることで、後來都市隆盛の時代には、各

市が近隣の諸侯から契約の上で騎士を傭ひ入れ市の武備に當らしめたものであるが、この風習の起

原とも觀られることが、當時のケルン市防備の際

に行はれたのは、都市發達史上特に注目すべきことではあるまいか。

ヘンリ四世が死んで、一時獨逸國內は安靜に歸したが、政教上に幾多未解決の問題が保留されて居るヘンリ五世の時代は亦決して平穩無事なるを得ないで紛亂に紛亂を重ね、其間に國家の氣勢は次第に新しい方向に變轉推移して行つたのである、しかし余輩は本題の範圍を越へて猥りに次期の形勢を云爲し、論述の多岐冗長に亘るを避けて、こゝに次節に於て、今迄取扱つて來た時代の趨勢を概説して本篇を結ぼう。

七、結論

ヘンリ四世時代に至つて獨逸の國家はオットー一世以來の統制組織が破壊され、王權と教會の勢力との結束が解けて、こゝに新たな形態狀勢を現はして來るやうになつた。爾來國王は教會に依據する舊政策を抛つて、自家直屬の勢力を養成す

るに勉め、直參の從臣及びミニステリヤルを輔翼とし、且教會の庇護を離れた下級人民を保育したが、殊に此頃漸く自立的勢力を有して來た市住民（特にライオン地方の）に對しては特別の優遇保護を與へてこれを王權支持の有力なる一根據とする方針を樹てた。是に於て都市は始めて帝國に於ける一勢力を形づくるやうになり、向後大体に於て王權と協和親善の關係を保ち、國王から漸次自由と特權とを許容され諸領主の勢力と拮抗して、愈々其地歩を固めて行くやうになつた。ヘンリ五世も後には父帝の對都市政策を蹈襲して、一一一年にはスバイエル市民に、一一一四年にはウオルムス市民に、特許狀を下附して其利權を擁護して居るのであるが、此時代にはライン諸市民の實勢力益々高まり其意氣愈々盛んとなつて國事に關與し、國君と領主との間に立つて自己の主張要求を支持して行かうとする態度が漸く顯著に現はれて

來たのである。斯の如く王家が實勢力の培養に勉め、これと關聯して市民といふ新勢力が漸く勃興して來たのに對して、舊來の諸侯伯並びに王權に離れた僧官は益々割據自立の態度を執り、國土人民は種々の紛糾錯雜なる關係の下に分烈離散して封建の制こゝに殆ど完備せんとするに至つたのである。

更に社會文化の上から觀て、中世に於て時代文化を指導し其形象を代表したものは、初期に於て教會たり、中期に於て武門たり、晚期に於て市民たりしならば、勿論之は極めて粗大な分別法であるけれども）ヘンリ帝四世帝の時代は初期文化の代表者たる教會の獨占的威力が漸く衰へて、中期を代表する武士階級の全盛時代を開いた時期であつて、同時に又中世晚期に至り時代の新氣運を指導した所の市民階級の勢力が漸く勃興し來つて、始めてその侮るべからざる特殊の位置實力を世に

表示し得た時であるといふ事が出来るのである。

最後にこの時代を都市發達史上から觀察したならば、當時は領主と市民（後期に於て門閥(Gesellschaft)となれるもの）との抗争が漸く烈しくなつて來た時で、王權に依附して特權を享け領主の制壓から離脱しやうとする悶躁が窺はれるのである。而して後來市民自治の主部機關となつた市會(Rat)も此頃漸次發達の運に向つて來て、これが領主の制御を免がれて行かうとする傾向を示して居ることは、かのケルン暴動(一〇七四年)の記事で察せられるのである。後期に入つて著しく顯はれて來る門閥即ち有力者と下級住民との抗争、門閥同志の反目といふやうな形勢は未だその萌芽さへも見えて居らない。領主の吏役が次第に其服屬を離れ市の名門有力者と合致して門閥の一部を形づくる時代もまた到達して居ないことは勿論である。

(1) ザクセン叛亂が王の新政策に因せることは、一〇七三年七月謀叛の機熟せる際、彼等は使をゴスラーの王宮に遣はしザクセン人の破滅の目的で築かれた諸城寨を毀つこと、不法に沒收されたザクセン諸侯等の所領を返し與ふこと、王が少年時代から定住して居るザクセンの地を時々離れて他の地方を訪ふべきこと、王の信頼する卑賤の侍臣を官廷から追ふて國內諸侯の會議により國事を決すべきこと等を要求して居るのてよく解るのである。(c) Lambert, 1073 の條參照)

(2) Lambert, 1073. December の條。

(3) Geschrecht, Gesch. d. deutsch. Kaiserzeit Bd. 3. S. 290, Richter, Annalen des deutsch. Reichs Abt. III

Rd. 2. S. 145-46.

(4) Lambert, 1074. April. の條

(5) Lambert, 1074. June の條

(6) Lambert, 1076. Oktober の條

(7) Bruno 戰記、九十二節參照

(8) Eikehard 年代記、1077 の條

(9) Bruno 戰記、九十五節

(10) Vita Henrici IV 八節

(11) Vita Henrici IV 八節

- (12) Ekkehard 年代記 1104 の條
- (13) Vita Henrici IV 八節
- (14) Vita Henrici IV 九節
- (15) Ekkehard 年代記 1103 の條
- (16) Ekkehard 年代記 1104 の條
- (17) Ekkehard 年代記 1106 の條
- (18) Vita Henrici IV 十一節
- (19) Ekkehard 年代記 1106 März の條
- (20) Ekkehard 年代記 1106 März の條及 Vita Henrici IV 十二節

- (21) Vita Henrici IV 十三節
- (22) Ekkehard 年代記 1106 の條
- (23) Vita Henrici IV 十三節
- (24) Vita Henrici IV 十三節
- (25) Ekkehard 年代記 1106 の條
- (26) Vita Henrici IV 十三節
- (27) Ekkehard 年代記 1106, Juli の條
- (28) Giesbrecht, Gesch. d. deutsch. Kaiserzeit Bd. 3. S. 756

種 纂

考古學の葉 (第四回)

文學士 濱 田 耕 作

第三章 調査及發掘

一、調査記録の方法(一)

三〇、考古學研究の第一歩は研究の資料對象を

調査記録するに在り。此の方法を大別して(一)寫真模造等による器械的複製、(二)圖寫測量等による記録及び(三)文書による記録の三となす。